

農耕作業用トレーラをけん引する
農耕トラクタの



公道走行 ガイドブック

けん引式農作業機をけん引する農耕トラクタが 公道走行できるようになりました

この程、国土交通省がけん引式農作業機を、
道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車に位置付け、
「農耕作業用トレーラ」として公道走行が可能になりました



農耕作業用トレーラとして公道走行する場合には、
保安基準や構造要件などの一定の条件を満たす必要があります



本ガイドブックは、どうすれば一定の条件を満たし公道走行することができるのかについて、
農機販売店の皆様にお知らせするためのものです

お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械工業会
TEL 03-3433-0415

日農工ホームページ: <http://www.jfmma.or.jp>

日農工 検索

目次

- ① どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか? 1
- ② どのような作業機でも、けん引して道路走行してもかまわない? 1
- ③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない? 2
- ④ まとめ 8

一般社団法人 日本農業機械工業会
[令和2年3月(Ver. 1.0)]



1

どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか？

けん引式農作業機をけん引していない状態で、道路運送車両の技術基準(保安基準)の適合性を確保できる農耕トラクタ(小型特殊自動車及び大型特殊自動車)しか道路走行できません。

けん引式農作業機をけん引していない状態で道路走行できる農耕トラクタか否かを確認してください。大抵の場合、農耕トラクタ製造メーカー発行の取扱説明書に記載されています。

2

どのような作業機でも、けん引して道路走行してもかまわない？

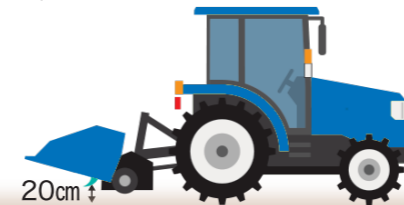
今回の改正により、各種農耕作業を行うものや農業機械等の運搬を行うけん引式農作業機は、保安基準や構造要件等の一定の条件の下で、道路運送車両法上、大型・小型特殊自動車に分類される「農耕作業用トレーラ」として新たに位置付けられ、道路走行が可能になりました。この農耕作業用トレーラのけん引車は農耕トラクタに限定されます。農耕作業用トレーラは農耕トラクタとは別の車両として扱われます。また、積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られています。

直装タイプの作業機

◎ 直装タイプの作業機は、既に運用が見直されています

〈後方装着〉

- ・ロータリ
- ・ハロー
- ・ブロードキャスト
- ・畔塗り機
- ・ライムソフナー
- ・ブームスプレーヤー
- ・他



〈前方装着〉

- ・フロントローダー
- ・他



けん引式農作業機

◎ 改正されました

- ・ロールベラー
- ・トレーラ
- ・マニュアルスプレッダ
- ・バキュームカー
- ・他



3 どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない？

次の(1)～(11)の諸条件及び保安上の制限を満たした場合は、道路を走行できます。

(1) 許可／検査登録に関して

農耕作業用トレーラは、被けん引自動車であることから、けん引車である農耕トラクタの最高速度により車種区分が決まり、下表のとおり申請や検査登録が必要となります。

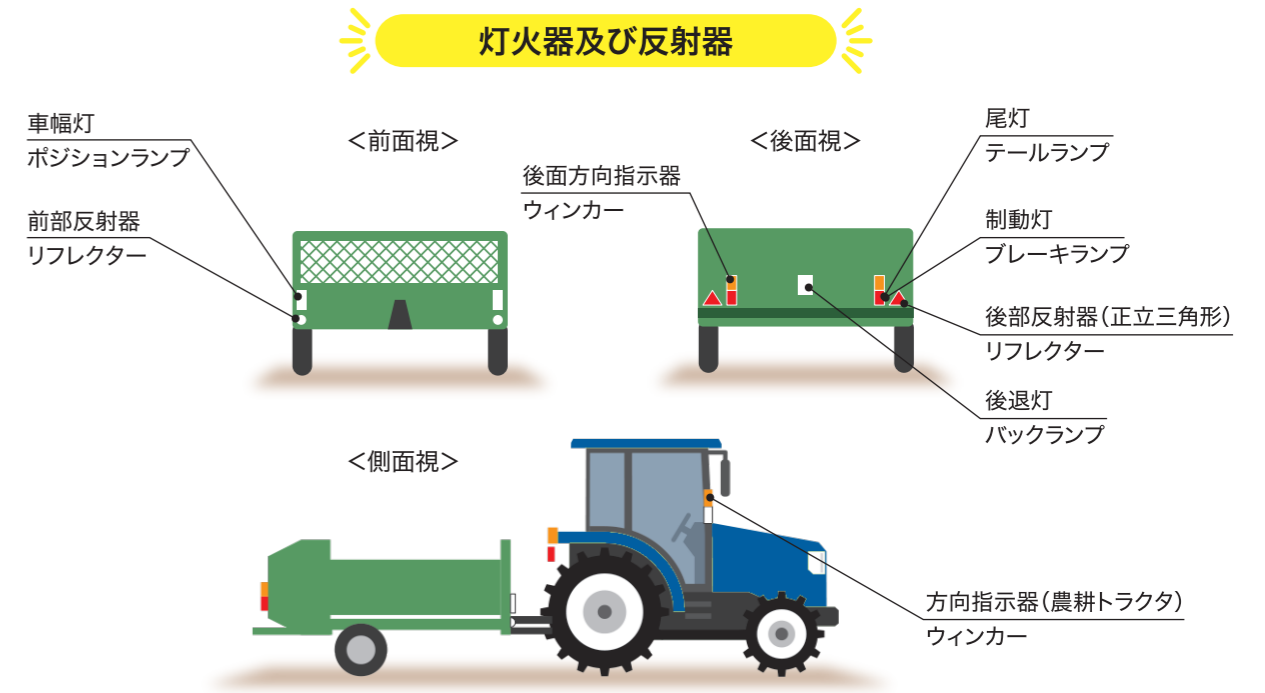
けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	【小型特殊自動車】 [一般的な大きさのもの] ^{※1} ・使用者(農業従事者)が農耕作業用トレーラに一定の条件を満たす対応を図ることで、個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。 [幅が2.5mを超えるもの] ・道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 [長さ12m又は高さ3.8mを超えるもの] ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ※1 一般的な大きさとは、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを超えない大きさ。
大型特殊自動車(自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの)	【大型特殊自動車】 [一般的な大きさのもの] ^{※2} ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 [長さ12m又は高さ3.8mを超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの] ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車(上記以外のもの)	【大型特殊自動車】 [一般的な大きさのもの] ^{※2} ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 [長さ12m又は高さ3.8mを超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの] ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

※いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が、保安基準適合性を確保する必要があります。

※農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

(2) 灯火器及び反射器の取付位置に関して

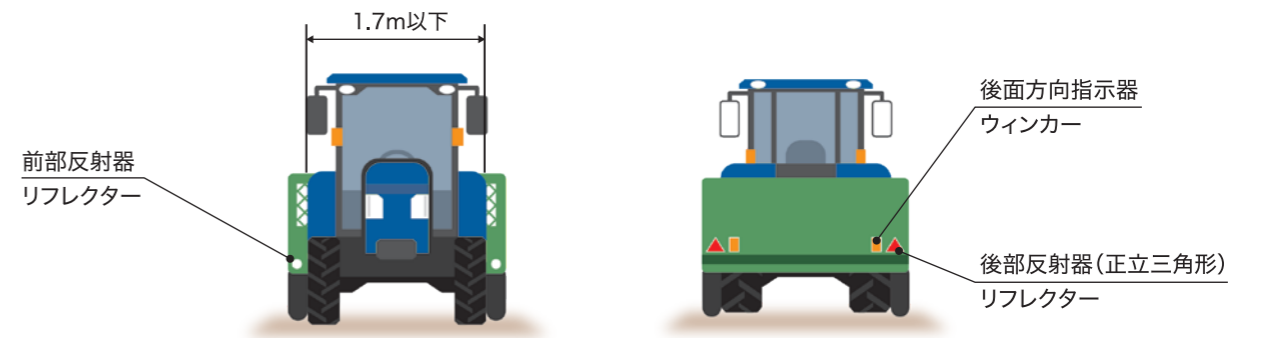
①農耕作業用トレーラとして公道を走行するためには、次の灯火器及び反射器を備える必要があります。



※農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結状態で農耕トラクタの側面から方向指示器の灯火が確認できる必要があります。
 ※農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が6m未満の場合は、農耕作業用トレーラの後面方向指示器は不要です。

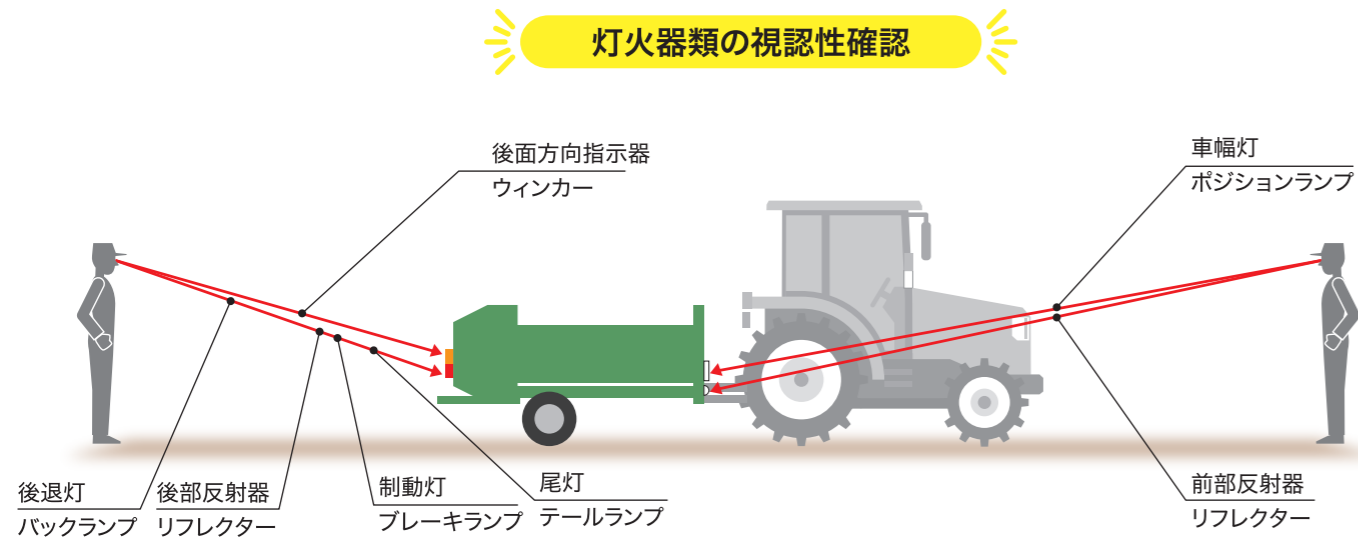
②特定小型特殊自動車※の農耕トラクタのみによりけん引する場合、一部灯火器類を省略できます。

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕作業用小型特殊自動車(以下「特定小型特殊自動車」という。)



特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ)のみによりけん引されるものは、車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯については取付義務がないので備える必要はありません。なお、その場合でも、前部反射器、後部反射器及び方向指示器は取付義務があるため備える必要があります。

③灯火器類の視認性確認方法について



■各種灯火器の視認性確認位置

車幅灯 (ポジションランプ)	夜間に前方300mから確認できること	制動灯 (ブレーキランプ)	昼間に後方100mから確認できること
前部反射器 (リフレクター)	夜間に前方150mから確認できること	後退灯 (バックランプ)	昼間に後方100mから確認できること
尾灯 (テールランプ)	夜間に後方300mから確認できること	後面方向指示器 (ウィンカー)	昼間に後方100mから確認できること
後部反射器 (リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること		

■道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

灯火器等	取付け位置	色・光源の大きさ	灯火器等の面積等
車幅灯 (ポジションランプ)※1	最外側から15cm以内(※2)、 高さは地上25cm以上210cm以下	白色・5～30W	15cm ² 以上
前部反射器 (リフレクター)	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上25cm以上150cm以下	白色	10cm ² 以上
尾灯 (テールランプ)※1	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上35cm以上210cm以下	赤色・5～30W	15cm ² 以上
後部反射器 (リフレクター)	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上25cm以上150cm以下	赤色	一辺15～20cmの正立正三角形
制動灯 (ブレーキランプ)※1	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上35cm以上210cm以下	赤色・15～60W	20cm ² 以上
後面方向指示器 (ウィンカー)	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上35cm以上230cm以下	橙色・15～60W	40cm ² 以上
後退灯 (バックランプ)※1	高さは可能な限り地上25cm以上 120cm以下	白色・15～75W	20cm ² 以上

※1 特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ)のみによりけん引されるものは、車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯については取付義務がないので備える必要はありません。
 ※2 構造上取付けられない場合は、可能な限り最外側に取付けてください。

(3) 特定小型特殊自動車の後写鏡に関して

特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ)が全幅1.7mを超える農耕作業用トレーラをけん引する場合、農耕トラクタの左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。(運転者席において、農耕作業用トレーラの外側線上50mまでの間にある車両の交通状況や農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの左外側線付近の交通状況を確認できること)



(4) 連結時の安定性に関して

農耕トラクタと農耕作業用トレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)である必要があります。ただし、この基準を満たさない場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。(ただし、最高速度が15km/h以下の農耕トラクタは除く)

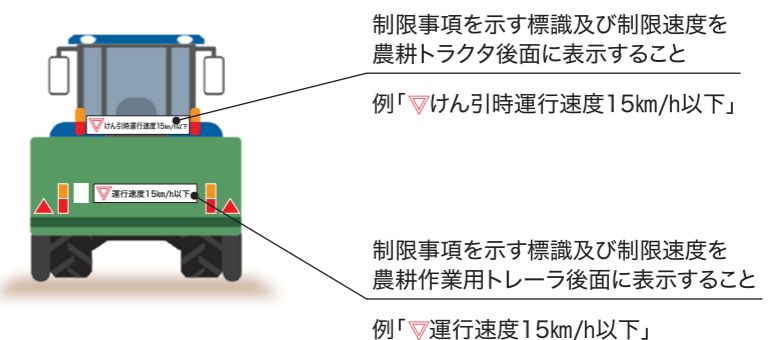
- ・運行速度を15km/h以下とすること
- ・農耕作業用トレーラの後面には、運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時の運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの後面に表示すること

(5) 制動装置及び連結時の制動性能に関して

農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した際に、基準に適合した制動装置を備える必要があります。ただし、この基準を満たさない場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。(ただし、最高速度が15km/h以下の農耕トラクタは除く)

- ・運行速度を15km/h以下とすること
- ・農耕作業用トレーラの後面には、運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時の運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの後面に表示すること

■最大安定傾斜角度が満たない場合及び制動装置が未装備の場合のイメージ



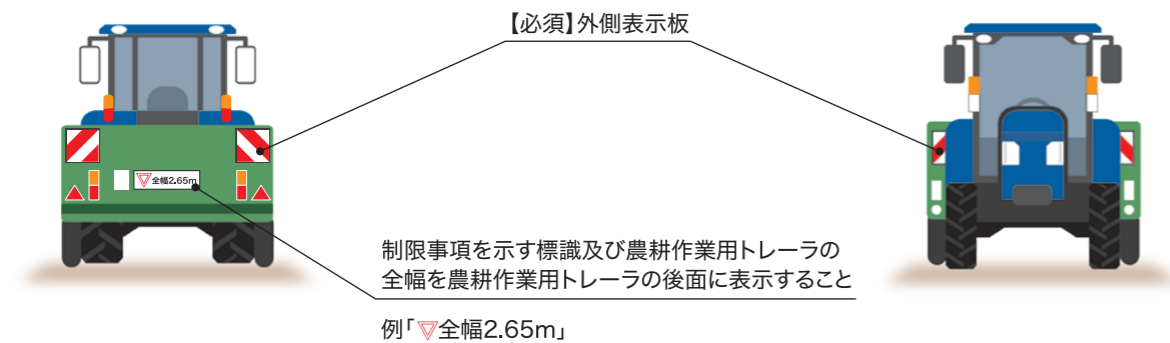
(6) 農耕作業用トレーラの全幅が2.5mを超過する場合、 若しくは農耕作業用トレーラ連結時全長が12mを超過する場合に関して

① 農耕作業用トレーラの全幅が2.5mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があるほか、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。

- ・農耕作業用トレーラの前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
- ・農耕作業用トレーラの後面に、全幅を表示すること
- ・農耕トラクタの運転者席に、農耕作業用トレーラの全幅を表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕作業用トレーラの後面に表示すること

※ 農耕作業用トレーラの全幅が2.5m以下であっても、安全性(被視認性)向上を目的として、外側表示板を備えることができます。

■ 農耕作業用トレーラの全幅が2.5mを超えている場合のイメージ



② 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があります。なお、個別の寸法が12mを超える場合には地方運輸局にご相談ください。

(7) けん引車(農耕トラクタ)の基準緩和に関して

① 前記3-(4)安定性、3-(5)制動装置、3-(6)全幅の緩和を受ける農耕作業用トレーラをけん引する農耕トラクタにあっては、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。

- ・農耕作業用トレーラけん引時の運行速度は15km/h以下とすること(安定性、制動装置の緩和を受けるもの)
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時運行速度は15km/h以下であることを表示すること(安定性、制動装置の緩和を受けるもの)
- ・農耕トラクタの運転者席に、農耕作業用トレーラの全幅を表示すること(全幅の緩和を受けるもの)
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタの後面に表示すること(共通)

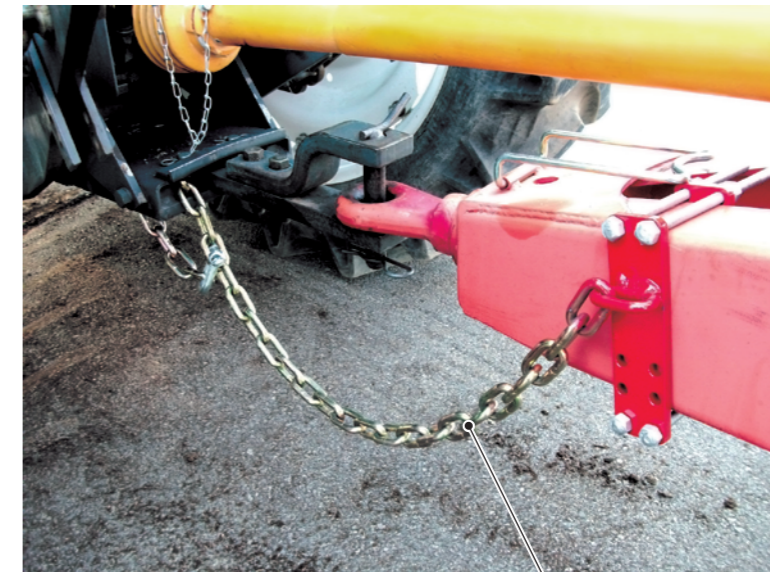
② 車両総重量が7tを超える農耕トラクタにあっては、農耕作業用トレーラをけん引する場合にはABSを備える必要があります。ただし、未装備の場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。

- ・農耕作業用トレーラけん引時の運行速度は15km/h以下とすること
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時運行速度は15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタの後面に表示すること

(8) 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置(ドローバー等)が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。

セーフティーチェーン等を備え、けん引時にはセーフティーチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。



セーフティーチェーン
(ねじ止め等でつなぐ)

(9) かじ取り車輪の分担荷重に関して

農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した状態で、農耕トラクタのかじ取車輪にかかる荷重が農耕トラクタ車両総重量の20%未満では道路走行できません。

フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。

(10) けん引免許に関して

全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m)、及び最高速度15km/hのいずれかを超える農耕トラクタで、車両総重量750kgを超える農耕作業用トレーラをけん引し道路を走行する運転者は、大型特殊免許(「農耕用に限る」を含む)の他にけん引免許(「農耕用に限る」を含む)を取得している必要があります。

(11) その他

農耕作業用トレーラは、農耕作業や運搬作業を行うための特殊自動車として位置付けられています。このため、けん引車は農耕トラクタに限られ、積載物品は農業機械、農業資材、農産物等の農耕作業に必要なものに限られています。また、前記(6)及び(10)にあるように、道路交通法や道路法等を遵守していただく必要があります。

(1) 運転免許

農耕トラクタで、農耕作業用トレーラをけん引し道路を走行するためには、以下の運転免許を取得している必要があります。
※農耕作業用トレーラけん引時の運転免許は、けん引する農耕トラクタの大きさや速度により判断されます。

制限	農耕トラクタの寸法が全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)、かつ最高速度15km/h以下の場合	左記の寸法又は運行速度15km/hをひとつでも上回る場合
必要な運転免許証	小型特殊免許(普通免許等、原付免許以外)	・大型特殊免許(農耕用に限る、も含む) ・けん引免許(農耕用に限る、も含む) (※車両総重量750kgを超える農耕作業用トレーラをけん引する場合)

(3) 基準緩和項目と制限事項の整理

灯火器類の装備・取付位置、安定性、制動装置及び幅で基準緩和されると、以下の制限事項に対応する必要があります。

基準緩和項目	制限事項	農耕トラクタと農耕作業用トレーラの全長12m、全幅2.5m、全高3.8m以下の場合	農耕トラクタと農耕作業用トレーラの全長12m、全幅2.5m、全高3.8mのいずれかを超過する場合
灯火器類の装備(対象の灯火器類:車幅灯(ポジションランプ)、尾灯(テールランプ)、制動灯(ブレーキランプ)、後面方向指示器(ウィンカー)、後退灯(バックランプ)) ※当該緩和を行う農耕作業用トレーラであっても、保安基準に定める前部反射器、後部反射器及び方向指示器の装備が義務付けられています	全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ「特定小型特殊自動車」にけん引される農耕作業用トレーラに対象の灯火器類が未装備の場合	制限事項①に対応すること ・全幅が1.7mを超える農耕作業用トレーラをけん引する場合は、農耕トラクタの左右両側に後写鏡(バックミラー)を備えること	制限事項①に対応すること ●農耕作業用トレーラの全幅が2.5mを上回る場合 ・道路管理者(国道:地方整備局、県道:各都道府県、市道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得ること ・農耕作業用トレーラの前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること ・農耕作業用トレーラの全幅を農耕作業用トレーラの後面に表示すること ・農耕作業用トレーラの全幅を農耕トラクタの運転席に表示すること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕作業用トレーラの後面に装着すること ※農耕作業用トレーラの全幅が2.5m以下であっても、安全性(被視認性)向上を目的として、外側表示板を備えることができます ●農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があります ●農耕作業用トレーラの全長12m、全高3.8mのいずれかを超過する場合は、地方運輸局長に個別緩和申請をする必要があります
灯火器類の取付位置(対象の灯火器類:車幅灯(ポジションランプ)、前部反射器(リフレクター)、尾灯(テールランプ)、後部反射器(リフレクター)、制動灯(ブレーキランプ)、後面方向指示器(ウィンカー))	農耕作業用トレーラの最外側から40cmを超える灯火器類がある場合(車幅灯にあっては15cm)	制限事項①に対応すること	
安定性	農耕トラクタと農耕作業用トレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)の場合 農耕トラクタと農耕作業用トレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合	・制限事項はありません	制限事項①に対応すること ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを農耕作業用トレーラ後面に表示すること ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを農耕トラクタ後面に表示すること ・道路を走行する際、農耕トラクタの運転席にけん引時運行速度15km/h以下で走行することを表示すること
制動装置	農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した際に、基準に適合する制動装置を装備している場合 農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した際に、基準に適合する制動装置が未装備の場合	・制限事項はありません	制限事項①に対応すること ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを農耕作業用トレーラ後面に表示すること ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを農耕トラクタ後面に表示すること ・道路を走行する際、農耕トラクタの運転席にけん引時運行速度15km/h以下で走行することを表示すること
制動装置(ABS)	農耕作業用トレーラをけん引する時に、車両総重量が7tを超える農耕トラクタにABSを備えている場合 農耕作業用トレーラをけん引する時に、車両総重量が7tを超える農耕トラクタにABSを備えていない場合	・制限事項はありません	制限事項①に対応すること ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時運行速度は15km/h以下であることを表示すること ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタの後面に表示すること

(4) その他

留意事項		走行条件
分離時の連結維持構造 ※基準緩和項目にはないが特に留意すべきこと	不意に連結装置(ドローバー等)が分離したときにあっても農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができるセーフティーチェーン等を備える	・セーフティーチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行できる
かじり取り車輪にかかる荷重 ※基準緩和項目にはないが特に留意すべきこと	農耕トラクタのかじり取り車輪にかかる荷重が車両重量(総重量)の20%以上 農耕トラクタのかじり取り車輪にかかる荷重が車両重量(総重量)の20%未満	・農耕作業用トレーラを連結した状態で、農耕トラクタのかじり取り車輪にかかる荷重が車両重量(総重量)の20%以上あれば走行できる ・農耕作業用トレーラを連結した状態で、農耕トラクタのかじり取り車輪にかかる荷重が車両重量(総重量)の20%未満であれば、フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行すること

(2) 保安基準の適合性の確認

自動車の種別によって申請/検査登録の要否が異なります。

自動車の種別	小型特殊自動車	大型特殊自動車
保安基準への適合性確認	使用者(農業従事者)に点検・整備を行い、自動車を保安基準に適合するよう維持することが義務付けられている。検査、登録はない。	使用者(農業従事者)に点検・整備を行い、自動車を保安基準に適合するよう維持することが義務付けられている。検査、登録及び自動車検査証を備える義務がある。

制限事項① ・運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を遵守すること
・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

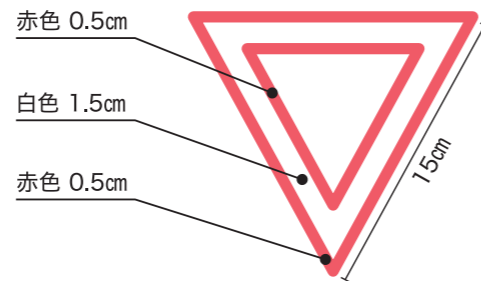
(5) 制限標識

前記3-(4)、3-(5)、3-(6)及び3-(7)の緩和項目に該当し制限を受ける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に表示しなければなりません。

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条第十九号様式
(制限を受けた自動車の標識)

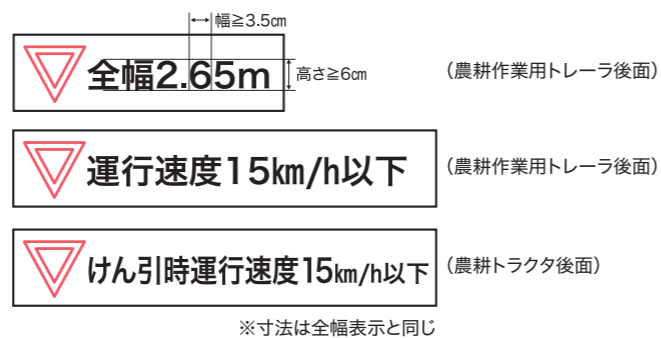
- ※形状は倒立正三角形とすること
- ※寸法、色を反映させること



(6) 全幅、制動装置及び最大安定傾斜角度の緩和を受ける場合

全幅や制限速度の表示

- ・農耕作業用トレーラを連結した状態の全幅表示例
(農耕作業用トレーラ後面)
- ・最大安定傾斜角度の基準を緩和された場合は、
運行速度15km/h以下の制限速度を表示すること
(農耕トラクタ後面、農耕作業用トレーラ後面)
- ・基準に適合する制動装置の未装備を緩和された場合は、
運行速度15km/h以下の制限速度を表示すること
(農耕トラクタ後面、農耕作業用トレーラ後面)
- ・全幅や制限速度を農耕トラクタ運転席にも表示すること
- ・全幅と制限速度の両方の緩和を受ける場合は「全幅」→「制限速度」の順に表示すること
- ・表示スペースが広く取れない場合、別々に表示しても可。制限を受けた自動車の標識(▽)はひとつでも可



※寸法は全幅表示と同じ

(7) 反射器、灯火器、外側表示板のイメージ

各メーカーから推奨品や取付け要領等が準備される見通しです。

反射器



白色(前面)



赤色正立三角形(後面)

灯火器

尾灯、制動灯、
方向指示器(ウインカー)



後退灯(バックランプ)



車幅灯(ポジションランプ)

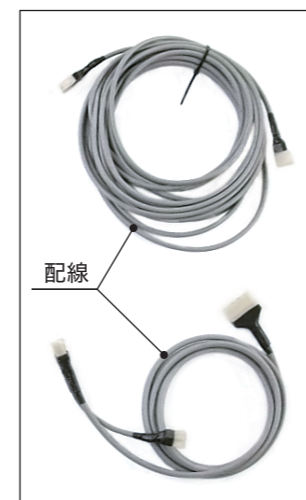
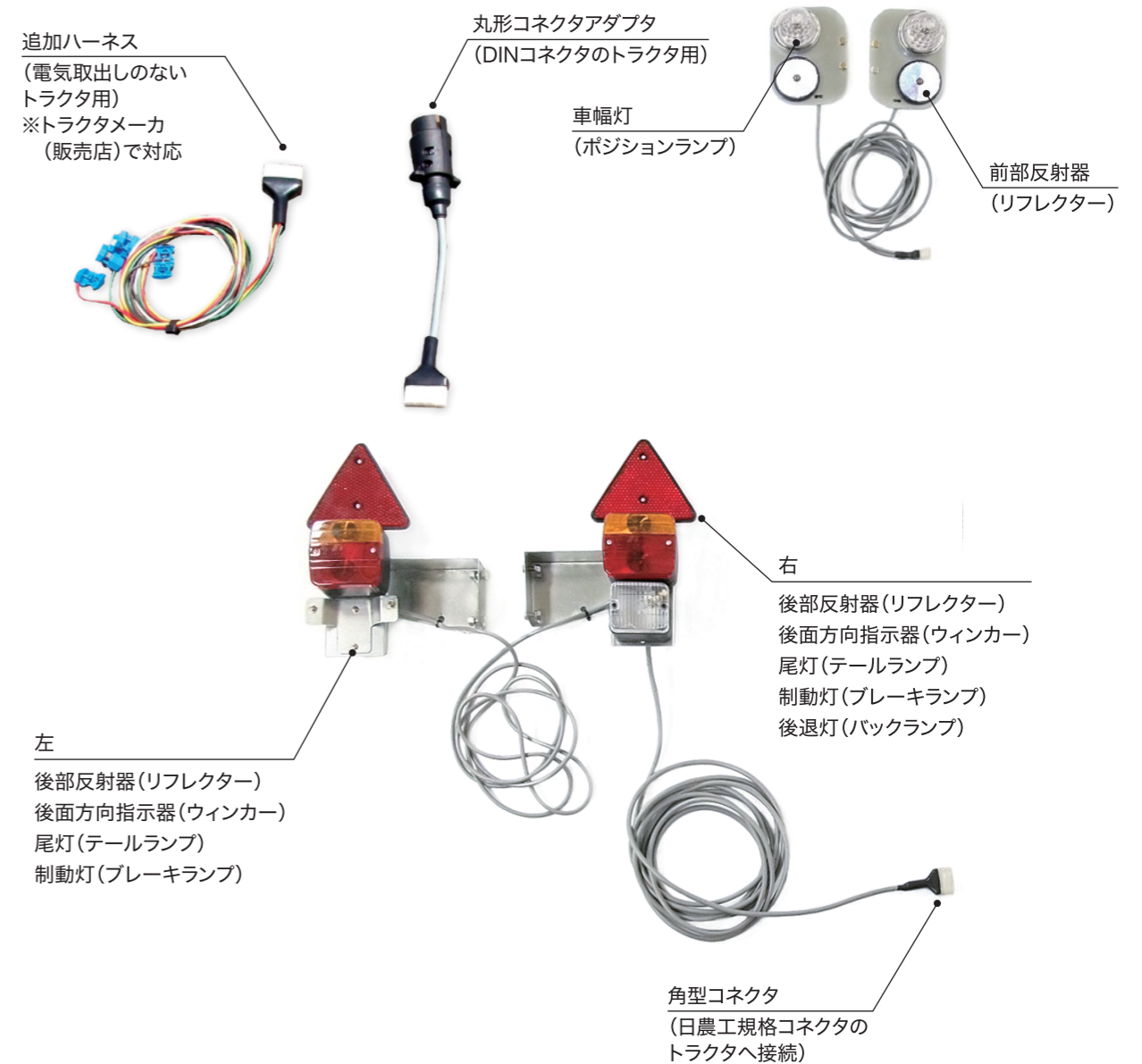
外側表示板

ゼブラシート
寸法28.2cm×28.2cm以上



機体を見てゼブラが上図のように
外開きになるように備えること

(8) 既販売の農耕作業用トレーラの対応キットイメージ



※車幅灯配線と方向指示器、
尾灯、制動灯の配線を繋ぎ、
角型コネクタとする配線



セーフティチェーン
(ねじ止め等でつなぐ)



制限表示ステッカー
貼り付け板

(9) 灯火器類の保安基準適合要領

車幅灯(ポジションランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値	
34条	性能・取付位置等	備え付け	被けん引自動車の前面の両側には車幅灯を備えること。
		性能	夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できること。 (光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯火の個数	2個又は4個であること。
		灯光の色	白色であること。 ただし、方向指示器との集合式、結合式(構造上一体となっているもの)又は兼用式のものもは橙色でもよい。
		取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
			被けん引自動車にあっては、照明部の最外縁は、最外側から150mm以内であること。 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が非対称の自動車を除く。)
		取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
		構造	車幅灯は、尾灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。

前部反射器(リフレクター)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値	
35条	性能・取付位置等	備え付け	被けん引自動車の前面には、前部反射器を備えること。
		形状	反射部は、三角形以外の形状であること。
		性能	夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。 (反射部の大きさが10cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
		反射光の色	白色であること。
		取付位置	反射部の上縁の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。 反射部の最外縁は、被けん引自動車の最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が非対称の自動車を除く。)
			取付要件

尾灯(テールランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値	
37条	性能・取付位置等	備え付け	被けん引自動車の後面両側に備えること。
		性能	夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できること。 (光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯光の色	赤色であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。 (セミトレーラであってその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けができないものにあつては、取り付け可能な最高の高さ)
			照明部の最外縁は、最外側から400mm以内であること。
			車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。		

後部反射器(リフレクター)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値	
38条	性能・取付位置等	備え付け	被けん引自動車の後面には、後部反射器を備えること。
		形状	被けん引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が一辺の5分の1以上の中空の正立正三角形であつて、一辺が150mm以上200mm以下のものであること。
		性能	夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。 (反射部の大きさが10cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
		反射光の色	赤色であること。
		取付位置	反射部の上縁の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。 反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
			取付要件

制動灯(ブレーキランプ)

保安基準条項	項目		保安基準等の基準値
39条	性能・取付位置等	備え付け	被けん引自動車の後面の両側には、制動灯を備えること。
		性能	昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できること。 (光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯光の色	赤色であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。
			照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。 (セミトレーラであってその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けることができないものにあつては、取り付けができる最高の高さ)
			照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
			車両中心線に対して左右対称に取付けられていること。 (ただし、後面形状が非対称の自動車は除く。)
		取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
構造	けん引自動車又は当該被けん引自動車の主制御装置操作時のみ、点灯のこと。		
	尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。		

後面方向指示器(ウィンカー)

保安基準条項	項目		保安基準等の基準値
41条	性能・取付位置等	備え付け	被けん引自動車の車両中心線上、後方30mの距離から指示部が見通せる位置に、少なくとも左右各1個備えること。 (けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態における長さが6m未満となる被けん引自動車を除く。)
		性能確認距離	昼間において点灯指示方向100mから、点灯を確認できること。 (光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが長さ6m以上の自動車の場合40cm以上(長さ6m未満の自動車の場合20cm以上)又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯光の色	灯光の色は橙色であること。
		点滅回数	点滅回数は60～120回/分で、一定周期であること。
		対称取付	方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取付のこと。(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)
		横断面方向	指示部の最内縁間隔は車幅が1,300mm以上の自動車は600mm以上、車幅が1,300mm未満の自動車は400mm以上であること。
			指示部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
		垂直方向	指示部の上縁の高さは地上2,300mm以下であること。 指示部の下縁の高さは地上350mm以上であること。
取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。		

後退灯(バックランプ)

保安基準条項	項目		保安基準等の基準値
40条	性能・取付位置等	備え付け	被けん引自動車には、後退灯を備えること。
		性能	昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、照射光線は他の交通を妨げないものであること。(光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯光の色	白色であること。
		灯光の数	1個又は2個であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けができる最低の高さ)であること。
			照明部の下縁の高さは地上250mm以上であること。 対をなす後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。 (非対称の外形の自動車は、可能な限りこれを満たすこと。)
		取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
構造	けん引自動車の変速装置を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合にのみ点灯すること。		

MEMO

